

平成 28 年 4 月

遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 4 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～4 時 30 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 解約について

報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

議第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 3 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について

議第 4 号 非農地証明について

議第 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について

議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 16 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ	4	池田 俊明
5	齋藤 誠喜	6	石垣 敏勝	7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

5. 欠席委員 (0 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名

6. 事務局出席者 (2 名)

太田英敦係長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

8. 会議の概要

事務局係長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 4 月定例会を開催します。佐藤事務局長が会議のため、欠席しております。</p> <p>はじめに、6 番石垣敏勝懲罰委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>伊原委員が 30 分ほど遅れるという連絡をいただいております。欠席委員なし、出席委員 16 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>大変貴重な時間、ご参加頂きありがとうございます。皆さんもご存知のおとおり 14 日午後 9 時 26 分頃、九州は熊本を中心とした震度 7 の大地震が発生いたしました。平成 23 年 3 月 11 日の東北大震災から 5 年がすぎた今、忘れかけていた災害が発生しました。寺田寅彦の言葉にあるように「天災は忘れたころにやってくる」まさに言葉のとおりだと思いました。亡くなられた方のご冥福と逸早い復興を心からお祈りいたします。私たちも「備えあれば憂いなし」の言葉にもあるように普段から準備をしておきたいものです。</p> <p>今総会は 28 年度最初の総会です。局長、係長の新体制になってから最初の総会となります。提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
事務局係長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 9 番菅原幸男委員、10 番荒生あや子 委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 から 2 まで、事務局より説明願います。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p style="text-align: center;">(報告事項、朗読説明)</p>

事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の1頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1. 解約について</p> <p>番号1 計3筆、4,161.27 m²</p> <p>解約の事由は第三者への利用権設定のため、議題6号(2)番号7で第三者へ利用権設定の予定です。</p> <p>番号2 計1筆、4,500 m²のうち3,000 m²</p> <p>解約の事由は第三者への利用権設定のため、議題3号番号1で第三者へ利用権設定の予定です。</p> <p>報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について合計5件、全て農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号1 計4筆、13,683 m²</p> <p>番号2 計4筆、13,987 m²</p> <p>番号3 計8筆、16,414 m²</p> <p>番号4 計9筆、5,430.55 m²</p> <p>番号5 計7筆、9,057 m²</p> <p>以上5件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第1号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知の受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>個別にご説明いたします。</p> <p>番号1 計1筆、1,980 m²</p> <p>解約の事由は借人の労働力不足のため、解約後は議第6号番号4で第三者と新たに契約の予定です。</p> <p>番号2 計2筆、892 m²</p> <p>解約の事由は当該農地が高速道路用地として収用されるためです。</p>

	<p>番号 3-1・3-2 は農地利用円滑化団体である農協を通じた契約の解約です。 計 2 筆、757 m² 解約の事由は耕作不便のためで、解約後は土地所有者に返還されます。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。 議第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り受理することに決定いたします。 次に、議第 2 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 2 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による所有権の移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 1 計 1 筆、507 m² 贈与による所有権の移転です。平成 27 年度 12 月総会、1 月総会で譲受人が売買した農地と隣接した畑で、現在も譲受人が相対で作付けをしています。これまで 2 回にわたり同様の箇所について今井委員より現地調査をお願いし、問題ないとの報告で許可されているため、今回の現地調査は割愛しました。稲川地区担当の今井委員から補足説明等ありましたらお願い致します。</p> <p>番号 2 計 1 筆、415 m² 10a あたり 1,204,819 円で総額 50 万円、売買による所有権の移転です。譲受人の規模拡大のため売買で取得をするものです。西遊佐地区担当の本間委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。</p> <p>番号 3 計 2 筆、292 m² 10a あたり 450,000 円で総額は 131,400 円で売買による所有権の移転です。譲受人の規模拡大のために自宅近くの譲渡人の畑を購入するものです。 尚、現地調査を、高瀬地区担当の佐藤充委員をお願いしておりますので、補足説明などありましたらよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは 1 番今井委員より報告願います。 (1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>

1 番今井彰委員	報告致します。私の農地も申請地周辺にありよく見ております。譲受人は一生懸命畑を耕作しておりますので何ら問題無いと見て来ました。
議長	それでは、13 番本間委員より報告願います。 (13 番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)
13 番本間克修委員	きれいに管理されていまして問題ないと思います。
議長	それでは 15 番佐藤委員より報告願います。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	番号 3 ですが、審査基準書 3 頁下段の申請地にはハウスを建てて野菜を耕作したいとの話を伺っていますので、問題無いと思います。
議長	ありがとうございました。それでは、只今の事務局からの議案説明、現地調査委員からの報告がありました。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。 議第 2 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 2 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。 次に、議第 3 号農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。 農地法第 3 条による賃貸借権設定許可申請で、番号 1 については、第 3 条第 2 号の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 番号 2 と 3 は、第 3 条第 2 項に掲げる不許可要件に該当しますが、第 3 条第 3 項の全ての要件を満たすため、第 3 条第 1 項の許可が可能と考えます。 個別にご説明いたします。 番号 1 計 1 筆、4,193 m ² のうち 3,000 m ² 期間は 5 年、総額は 5,000 円で新規に設定します。 借人は新規就農者で、実家とは別経営体での就農で、青年就農給付金を受給しながら経営を行う予定です。当面は当該農地の他に、実家に雇用形態で賃金をもらいながら経営を行い、規模拡大を目指します。 尚、現地調査を、西遊佐地区担当の本間委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたらよろしく願います。

	<p>番号 2 計 1 筆、1,200 m² 期間は 2 年 9 ヶ月、総額 5,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 3 計 1 筆、3,002 m² 期間は 9 年 9 ヶ月、年額 5,000 円で新規に設定です。</p> <p>補足説明資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 2 と 3 について、借人の大場建設は農事組合法人ではなく、一般法人のため、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たすことが出来ず、本来農地を取得することはできませんが、農地法第 3 条第 3 項の規定による条件を全て満たすことで、賃貸借契約を結ぶことができます。</p> <p>第 3 条第 3 項の要件は①解除条件付の契約であること、②地域との調和を守り、継続的かつ安定的な農業を行うと見込まれること、③役員のうち 1 名以上が常時従事することの 3 つです。また、第 3 条第 3 項の規定により許可をする場合には、第 3 条第 4 項の規定により、農業委員会が市町村長への通知を行うこと、第 3 条第 6 項の規定により「毎年利用状況報告をしなければならない旨の条件をつける」こととなります。以上の条件を満たしていることから許可できると考えます。</p> <p>補足説明資料の他に、営農計画書、法人登記の証明書の写しを添付しましたので、そちらも併せてご覧ください。</p> <p>なお、西遊佐地区担当の伊原委員より現地調査を行っていただきましたのが、まだお越しでないので事前に報告を頂いておりました。秋の残りが一部残っている様でしたが、荒れている様子も無く、特に問題無いという報告を受けています。</p>
議長	<p>それでは、番号 1 について、それでは 13 番本間委員より報告願います。 (13 番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番本間克修委員	<p>16 日に現地を見に行ってきました。現在は今年の耕作した残りがありましたが、少しきれいにすれば耕作できる状態でした。譲受人の実家は大きい農家でレタスとキャベツの作付けをしているようです。譲渡人の息子さんと交友があるようで新規就農者を応援をしたいということで今回話がまとまったようです。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 3 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。 次に議第 4 号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書の 11 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 計 1 筆、497 m²</p> <p>昭和 38 年に宅地として整備し、以来 50 年以上経過しております。固定資産税も宅地で課税されています。農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域外、農業振興地域区域外、土地改良事業の受益地外となっております。審査基準書の 6 頁に位置図と字限図、補足説明資料 3 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、今井彰委員の 3 名で現地調査をおこなっておりますので、補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>番号 2 計 1 筆、356 m²</p> <p>耕作放棄後 30 年以上経過し成木した雑木林となっております。固定資産税も山林として課税されております。農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域内、農業振興地域区域外、土地改良事業の受益地外となっております。</p> <p>審査基準書の 7 頁に位置図と字限図、補足説明書の 4 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、鈴木寿一部会員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>番号 3 計 1 筆、20 m²</p> <p>昭和 50 年頃に可搬消防ポンプ格納庫として整備利用し、以来 40 年以上経過しております。農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>なお、申請地は都市計画区域外、農業振興地域区域外、土地改良事業の受益地外となっております。審査基準書の 8 頁に位置図と字限図、補足説明書の 5 頁に現況写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長の 2 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
議長	それでは、7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7 番川俣義昭委員	<p>補足説明資料を使って順に説明致します。事務局からも説明ありましたが、19 日に現地調査を行いました。</p> <p>それでは番号 1 から報告します。申請地は宅地の一部となっており、誰が</p>

	<p>見ても農地への復元は難しいと見て来ました。</p> <p>番号 2 ですが、補足説明資料 4 頁の航空写真を見ても分かるように中まで見に行くことが出来ませんでした。100m程行きましたが、どこまで行っても同じような状況ではないかを見てきたところ です。他にも農地となつているところもありましたが、林になっていたので農地への復元は不可能であると見て来ました。</p> <p>番号 3 のポンプ格納庫ですが、40 年も過ぎでおりますし、現地調査の写真でもわかると思いますが、農地への復元は不可能と見て来ました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、2 番佐藤重一副会長より報告願います。</p> <p>(2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番佐藤重一委員	<p>私も 19 日一緒に現地調査に行きましたが、番号 1.2.3 全て川俣部会長と一緒に現状復帰は不可能と思ひます。</p>
議長	<p>それでは、1 番今井委員より報告願います。</p> <p>(1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番今井彰委員	<p>番号 1 を 19 日見て来ました。現地調査写真でもわかるように原状回復は不可能と見て来ました。非農地証明を出しても問題無いと思ひます。</p>
	<p>それでは、12 番鈴木寿一委員より報告願います。</p> <p>(12 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番鈴木寿一委員	<p>19 日川俣委員、佐藤委員と見て来ました。場所も分からずGPSで位置を確認しながら現地調査をしましたが、場所を特定することが難しい状況でしたので非農地証明を出しても問題無いと思ひます。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議題 4 号非農地証明願ひについて、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 4 号について原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 5 号農地法第 5 条の規定による所有権移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局説明願ひます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は 13 頁をご覧ください。</p> <p>番号 1 計 1 筆、38 m²</p>

	<p>申請地は野沢下集落の西部に位置し、住宅が連単した地域にあり、分家住宅を新築するために申請したものです。</p> <p>また、農業振興地域外、土地改良事業受益地外、都市計画区域外で、小規模で生産性の低い農地のため、判断基準のその他の農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>住宅用地で集落に接続していること、周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、土地改良施設への影響もないこと、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断します。</p> <p>詳しくは審査基準書の9頁に位置図と字限図、10頁に立地基準、11頁に一般基準、補足説明資料の6頁に意見書(案)7頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、石垣敏勝委員の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>この案件も19日に現地調査を行いました。周辺に与える影響も無いようなので妥当だと判断して参りました。</p>
議長	<p>それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>私も一緒に行ってきましたが、分家住宅という事で問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、6番石垣敏勝委員より報告願います。 (6番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6番石垣敏勝委員	<p>7頁の写真を見て頂いても分かるように申請地は譲受人の敷地に隣接していますし、譲受人と渡人は親戚関係にあることから問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議題5号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り可決する事に賛成の方は 挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第5号について原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p>

	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは、補足説明致します。審査基準書 12 頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 2 件、(2) 利用権の設定が 18 件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転</p> <p>番号 1 計 2 筆、3,058 m² 10a あたりの単価は 196,206 円で、総額は 600,000 円です。こちらは譲渡人の佐藤義紀さんの規模拡大のために、売買で取得するものです。</p> <p>番号 2 計 1 筆、899 m² 10a あたりの単価は 500,000 円で、総額 449,500 円です。譲受人の高橋園芸さんの規模拡大のために、売買での取得です。</p> <p>(2) 利用権設定</p> <p>番号 1 計 2 筆、1,196 m²です。 期間は 10 年、米 180 kg物納で新規設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 2 計 2 筆、13,970 m²です。 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 10,000 円で新規設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 3 計 2 筆、6,210 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 10,000 円で新規設定です。</p> <p>番号 4 計 1 筆、1,980 m² 期間は 10 年、米 120 kg物納で新規設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 5 計 1 筆、1,023 m² 期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 6 計 5 筆、12,898 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 7 計 3 筆、4,161.27 m² 期間は 5 年、総額 30,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 8 計 1 筆、1,100 m² 期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 9 計 4 筆、3,072 m² 期間は 10 年、総額 15,000 円で新規に設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号 10 計 10 筆、17,829 m²</p>

	<p>期間は10年、単価は10aあたり3,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号11 計3筆、5,665 m² 期間は5年、単価は10aあたり13,000円で同一人と再設定です。</p> <p>番号12 計1筆、1,516 m² 期間は5年、単価は10aあたり13,000円で同一人と再設定です。</p> <p>番号13 計1筆、2,933 m² 期間は10年、単価は10aあたり19,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号14 計2筆、2,209 m² 期間は1年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号15 計5筆、9,563 m² 期間は1年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。借人は認定農業者です。</p> <p>番号16 計7筆、11,656 m² 期間は3年、単価は10aあたり22,200円で同一人と再設定です。</p> <p>番号17 計4筆、3,900 m² 期間は5年、単価は10aあたり21,000円で同一人と再設定です。</p> <p>番号18 計1筆、1,997 m² 期間は3年、単価は10aあたり17,000円で同一人と再設定です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤充委員	<p>4月19日に、この会議室で7名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、池田俊明委員にかかわる案件がありますので、一時退席をお願いします。</p> <p>(池田委員一時退席)</p> <p>番号3について何か質問意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは番号3について採決いたします。</p> <p>番号3について決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

	<p>(4 番池田俊明委員着席)</p> <p>只今の番号 3 以外で事務局の説明に対し何か質問意見等はございますか。 (6 番石垣敏勝委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番石垣敏勝委員	<p>番号 10 ですが、地目が畑となっていますが、何を耕作しているのか教えて頂けませんか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。以前は柿畑でしたが、現在は啓翁桜を植えています。</p>
議長	<p>他に何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りいたします。 議第 6 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は、挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 6 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 4 月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。</p>

遊佐町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、ここに署名します。

平成 28 年 4 月 25 日

議 長.....

議事録署名委員

9 番.....

10 番.....